

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種人材確保業務 Q&A

(2021年6月15日現在)

○ ワクチン接種業務に従事すれば、集団接種会場ではない医療機関での接種業務も対象となるか。

○ 対象となる。

○ 既にワクチン接種業務に従事している場合、対象となるか。

○ 5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

○ なお、既にワクチン接種業務に従事している場合においても、現在従事している接種業務が終了し、他の支給要件を満たした上で期間内に新たに従事した場合は対象となる。

○ 何日以上ワクチン接種業務に従事しないと対象とならないなどの縛りはあるか。

○ 何日以上勤務したなどの縛りはなく、5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された方が対象となる。

○ 週3回パートで働いている方などが、新たにワクチン接種業務に従事した場合は対象となるのか。

○ 既にパート等で就業していても、5/21以降、7月末までに新たにワクチン接種業務に雇用された場合は対象となる。

○ ナースセンターで就業あっせんした場合のみが対象となるのか。

○ ナースセンター以外（ハローワークや有料職業紹介）による就業あっせんや、直接申し込みにより雇用された場合も対象となる。ただし、ナースセンターにワクチン接種業務への就業希望者としてe ナースセンターに登録し、必要なワクチン接種研修を受講した場合に限る。

○ 対象となるのは「打ち手」として就業した場合に限るのか。

○ 業務内容については限定していない。

○ 自治体の都合により、謝金対応で業務に従事する場合、対象となるか。

○ 勤務場所、日時、本人への待遇等が定められ、接種を行う施設における指揮命令の下

で従事する者であれば対象となる。

- ただし、就業先から発行された就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）についての文書、メール等が必要となる。

○ 就業準備金は非課税扱いとなるか。

- 就業準備金については、給与のように対価性がなく、一時に支給されるため一時所得として課税となる。

ただし一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象にはならない。

○ 就業準備金を受け取ることで、税金、社会保険等における扶養範囲の認定に影響があるか。

- 影響はなし。被扶養者要件（いわゆる130万円）は、「恒常的な収入」について判断するものであり、1回限りの支給は、その「収入」には当たらない。

（2021年6月15日追加）

○ 研修の一部または全部が免除となるのはどのような場合か。

- 現在、医療現場で就業している者は知識レベルの学習について免除可能（実技演習は受講が必要）である。また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を実施した経験がある者については、研修の全部について免除可能である。

○ ワクチン接種業務を行う施設への採用日が5月20日以前で、実際にワクチン接種業務に従事を開始した日が5月21日以降となった場合、対象となるか。

- 対象となる。

○ 職域接種は対象となるか。

- 差し支えない。

○ すでにナースセンターへの求職登録を行っているが、就業準備金の申請書はどこから、いつ頃入手できるのか。

- 申請書は求職登録を行った都道府県ナースセンターが発行する。

6月15日時点では、就業準備金の申請書類の確認、振り込みを行う事務局の体制を整えた後、7月中旬以降に申請書の発行を開始する見込み。

○ 就業準備金の申請時に添付する「就業条件がわかる文書・メール等」とは、具体的にはどのようなものか。

○ 雇用先の施設から発行される「労働条件通知書」や、それに類する就業条件（勤務施設、勤務場所、業務内容、就業期間等）の文書・メール等が該当する。

○ 就業準備金はいつごろに振り込まれるのか。

○ 申請から振り込みまでは約1~2か月程度を見込んでいる。

申請書の発行が7月中旬以降の開始となる見込みであり、8月の前半までに申請書を提出し、内容の確認が済んだ場合、9月中旬に振り込みが行われる見込みである。